失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２７年（家）第５４８号
石川県能美市大浜町ク97番地
申立人　朝里三枝子
本籍石川県能美市大浜町ク97番地、最後の住所石川県能美市大浜町ク97番地
不在者　朝里　　正
昭和19年５月26日生
届出期間満了日　平成28年５月12日
金沢家庭裁判所小松支部

平成２７年（家）第４０１７７号
京都府亀岡市千代川町千原２丁目２番
申立人　小椋登望恵
本籍島根県隠岐郡知夫村973番地１、最後の住所大阪市港区八幡屋１丁目３番13号
不在者　小前　才盛
大正８年12月11日生
届出期間満了日　平成28年５月13日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第２０１号
広島県呉市畝原町15番20号
申立人　柳谷　　進
本籍香川県高松市西山崎町1404番地、最後の住所香川県高松市錦町２丁目４番25―209号
不在者　竹内　千佳
昭和22年７月26日生
届出期間満了日　平成28年５月12日
高松家庭裁判所

失踪宣告

平成２７年（家）第４５２号
本籍沖縄県国頭郡国頭村字安田51番地、最後の住所ペルー国リマ県ワラル郡ワラル町以下不詳
不在者　比嘉　ウシ
明治37年２月２日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第２０４号
本籍神奈川県中郡大磯町国府本郷1263番地、最後の住所神奈川県大磯町国府本郷1263番地
不在者　宮原　康行
昭和45年11月４日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２０５号
本籍石川県羽咋郡志賀町笹波ヤ１番地、最後の住所石川県羽咋郡志賀町笹波ヤの１番地
不在者　小舘美佳子
昭和38年３月５日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所七尾支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４５号
本籍滋賀県米原市中多良334番地、最後の住所不明
不在者　成宮　明男
大正４年８月８日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所長浜支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１３８６号
本籍京都市右京区京北塩田町屋敷畑７番地、最後の住所不詳
不在者　上野　寅吉
慶応２年２月10日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第２０１９号
本籍岡山県笠岡市真鍋島378番地、最後の住所大阪府大阪市南区高津町５番丁20の１
不在者　荒山　賢二
昭和12年８月２日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第３６６７号
本籍大阪府大阪市浪速区日本橋東１丁目４番地、最後の住所大阪府八尾市南本町８－４－62
不在者　井上　雅至
昭和38年８月31日生
平成28年１月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第３１５９号
本籍群馬県前橋市西片貝町４丁目２番地10、住所群馬県渋川市伊香保町伊香保376―２
申立人（失踪者）　石倉えみ子
昭和25年12月10日生
平成28年１月13日失踪宣告取消審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第６８９４号
本籍東京都北区西ケ原１丁目57番地、住所東京都品川区大井２丁目２番８号サンライフ大井202
申立人（失踪者）　大矢　和彦
昭和20年５月21日生
平成28年１月13日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第２５号
愛媛県松山市祝谷６丁目1122番地12
申立人　有限会社アズ機工
代表者代表取締役　石橋　　博
権利を争う旨の申述の終期　平成28年１月８日
平成28年１月12日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＱ83437
金額　135,000円
支払期日　平成27年11月15日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行今池支店
振出日　平成27年７月15日
振出地　名古屋市
振出人　フジクリーン工業株式会社　代表取締役社長　渡辺　嘉一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

除権決定中更正

平成２７年（へ）第７０号
申立人　北おおさか信用金庫
平成27年12月25日（14ページ・１段目）掲載の除権決定中、申立人の代表者代表理事「中　進」を「若槻　　勲」と更正する。
平成28年１月７日　　大阪簡易裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２８９号
埼玉県八潮市大字木曽根787番地３
債務者　株式会社保足一級建築士事務所
代表者代表取締役　保足　芳彦
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田汲　幸弘
４　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０号
埼玉県八潮市大字木曽根787番地３
債務者　有限会社保足材木店
代表者代表取締役　保足　　實
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田汲　幸弘
４　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
栃木県宇都宮市一条４丁目１番８号
債務者　株式会社油定
代表者代表取締役　鈴木　定浩
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　明子
４　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係